

交渉情報	NO.86	郵便事業会社信越支社 事業戦略部
JP労組信越地方本部	2011年12月28日	添付資料:58枚

郵便関係手当の基準物数の変更について

郵便事業会社信越支社事業戦略部は、本日（12月28日）「郵便関係手当の基準物数の変更」について地方本部に説明してきました。

標記趣旨は、冬期増区の実施に伴い、郵便関係手当の基準物数の見直しが必要な支店について、基準物数を変更するものです。

対象支店・センター名及び対象期間については、支社資料1を参照してください。

変更基準物数の算出は、平常区に対して委託分を引いたものとなります。（例・平常時1区当たりの基準物数が1000通で、3割が冬期の委託区とすれば700通に変更されます。）

なお、「基準物数」とは超過勤務をしない（450分）で支給対象となる物数、「1分当たり基準配達物数」とは超過勤務をしても支給対象となる物数を示しています。

（例・1区当たりの基準物数を900通とすれば、1分当たりの基準配達物数は2.00。超過勤務を1時間した場合は 2.00×510 分=1020通となります。）

また、支給対象社員、支給要件及び支給金額については、支社資料2を参照願います。

【労使対応】 情報提供